

令和4年度幼稚園中堅教諭等資質向上研修実施要項

1 目 的

教育公務員特例法第24条及び同法附則第6条の規定に基づき、在職期間が10年に達した教員に対して、個々の能力や適性等に応じた保育全般に関する研修を通して、中堅教員としての資質と実践的な指導力の向上を図る。

2 主 催

鹿児島県教育委員会・鹿児島県

3 対象者

平成5年度以降に採用され、令和4年4月1日現在で在職期間が10年に達した公立幼稚園教員を対象とする。

なお、在職期間等の算定については、「在職期間等算定に当たっての留意事項」を参考にすること。

4 期 間

令和4年4月～令和5年3月

5 研修の概要

- (1) 研修対象者の能力・適性等の評価及び研修計画書の作成（4月～6月）
- (2) 研修の実施（主に7月～2月）
市町村教育委員会が決定した研修計画書に基づき、以下のとおり実施する。
 - ア 園内研修（8日）
 - ㏐ 研究保育研修（4日）
 - ㏑ 課題研修（4日）（注）1日の研修時間は3時間（180分）以上とする。
 - イ 園外研修（7日）
 - ㏒ 共通研修（1日）
 - ㏓ 保育専門研修（3日）
 - ㏔ 選択研修（3日）
- (3) 研修状況のまとめ及び評価（3月）

〔参考〕

「在職期間等算定に当たっての留意事項」

- 1 在職期間は、国立（現国立大学法人附属学校等）、公立、私立の各幼稚園（県外も含む。）に在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。
 - ・ 行政機関等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は通算する。
 - ・ 途中で退職がある場合も、過去の在職期間は通算する。
 - 2 在職期間のうち次に掲げる期間が継続して1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を在職期間から除算する。
 - ・ 休職、停職、育児休業をした期間
 - ・ 病気休暇を取得した期間なお、上記期間が、継続して1年以上ある場合が複数回生じた時の除算は、「累計後に端数切り捨て」ではなく「その都度端数切り捨て」とする。